

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名	設置認可年月日	校長名	所在地				
専門学校日本自動車大学校 袖ヶ浦校	昭和63年3月31日	矢部 明	〒 299-0265 (住所) 千葉県袖ヶ浦市長浦拓二号580-258 (電話) 0438-63-0077				
設置者名	設立認可年月日	代表者名	所在地				
学校法人日栄学園	平成1年3月30日	矢部 明	〒 287-0217 (住所) 千葉県成田市桜田296-38 (電話) 0476-73-5507				
分野	認定課程名	認定学科名	専門士認定年度	高度専門士認定年度	職業実践専門課程認定年度		
工業	自動車産業専門課程	2級自動車整備科	令和3(2021)年度	-	令和5(2023)年度		
学科の目的	国土交通省の二級自動車整備士養成課程の一種養成施設として指定基準に基づいた上で、建学の精神と教育方針に則り、高度な技術力と共に将来企業の幹部人材となり、業界の発展と社会への奉仕貢献する人材を養成するものである。						
学科の特徴(主な教育内容、取得可能な資格等)	2年間修了時に於いて二級自動車整備士相当の技術力を有し、整備の現場において即戦力としての実力を得ることが出来るカリキュラムを実施する。取得可能な資格として、二級ガソリン自動車整備士、二級ジーゼル自動車整備士、アーク溶接業務特別教育修了資格、ガス溶接技能講習修了資格、損害保険「基礎単位」「商品単位」(自動車)、電気自動車等の整備業務特別教育修了資格、ソーシャル検定中級、普通教諭講習修了資格等である。 中退率:令和5年度 81名中3名 4%						
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	講義	演習	実習	実験	実技
2年	昼間	※単位時間、単位いずれかに記入 2,330 単位時間 単位	810 単位時間 単位	単位時間 単位	1,520 単位時間 単位	単位時間 単位	単位時間 単位
生徒総定員	生徒実員(A)	留学生数(生徒実員の内数)(B)	留学生割合(B/A)	中退率			
100人	81人	3人	0%	4%			
就職等の状況	■卒業生数(C)		34人				
	■就職希望者数(D)		15人				
	■就職者数(E)		15人				
	■地元就職者数(F)		15人				
	■就職率(E/D)		100%				
	■就職者に占める地元就職者の割合(F/E)		100%				
	■卒業者に占める就職者の割合(E/C)		44%				
	■進学者数		19人				
	■その他						
	特になし						
(令和5年度卒業生に関する令和6年5月1日時点の情報)							
■主な就職先、業界等							
(令和5年度卒業生)							
自動車ディーラー、自動車專業整備工場							
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: ※有の場合、例えば以下について任意記載		無				
当該学科のホームページURL	http://www.nats-s.ac.jp/curriculum/2ndgrade/						
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	(A: 単位時間による算定)						
	総授業時数		2,330 単位時間				
うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数		8 単位時間					
うち企業等と連携した演習の授業時数		0 単位時間					
うち必修授業時数		8 単位時間					
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数		8 単位時間					
うち企業等と連携した必修の演習の授業時数		0 単位時間					
(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)		0 単位時間					
(B: 単位数による算定)							
総単位数		0 単位					
うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数		0 単位					
うち企業等と連携した演習の単位数		0 単位					
うち必修単位数		0 単位					
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数		0 単位					
うち企業等と連携した必修の演習の単位数		0 単位					
(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)		0 単位					
教員の属性(専任教員について記入)	① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)		9人				
	② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)		0人				
	③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)		0人				
	④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)		0人				
	⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)		0人				
	計		0人				
上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数		9人					